

# 宮古島市公共交通確保奨励金

## 申請受付要領

### 宮古島市公共交通確保奨励金の概要

#### ◎ 目的

宮古島市内のタクシー事業者に対して、適切な感染防止対策の定着を奨励し、公共交通機関としての運行を確保することを目的として、宮古島市公共交通確保奨励金を交付します。

#### ◎ 対象：以下の全てを満たすタクシー事業者

- 宮古島市内に営業所があること
- 令和3年1月19日現在で、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であって、事業の停止処分等を受けていないこと
- 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
  - 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
  - 役員のうち暴力団員等がいる法人

#### ◎ 交付金額

事業者が保有及び使用する車両1台あたり4万円

（交付の対象となる車両は、申請日時時点で国土交通省に登録されている一般乗用旅客自動車運送の事業用自動車いわゆるタクシー車両であること）

# 申請手続き

---

## ◎ 申請方法

- 申請は郵送のみで受け付けます。
- 様式1「交付申請書・請求書」に記入し、以下の添付書類とともに郵送してください。
  - ・申請する車両の車検証の写し
  - ・振込用通帳の最初の見開きページの写し（銀行名・支店名・口座番号・口座名義・口座名義フリガナが確認できる部分をコピーすること）

## ◎ 受付期間

- 令和3年3月25日(木)から4月30日(金)まで  
※4月30日(金)消印有効とする。

## ◎ 郵送先

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市企画調整課 公共交通担当 宛

※簡易書留など、追跡できる郵送方法をおすすめいたします。